

国立研究開発法人国立がん研究センター理事会（令和7年度第9回）議事概要

日 時：令和7年12月18日（木）16:00～17:15

場 所：国立がん研究センター 管理棟 第一会議室 ※Webex使用

出席者：間野博行理事長、大島正伸理事、平沼直人理事、山内英子理事、本田麻由美理事、小野高史監事、近藤浩明監事、瀬戸泰之中央病院長、土井俊彦東病院長

I. 前回（令和7年度第8回）議事録の確認

- ・前回議事録について了承。
- ・前回議事録署名人を平沼理事と近藤監事に依頼。

II. 審議事項

なし

III. 報告事項

1. 広報実績等

資料に沿って報告された。

【主な意見等】

- ・患者家族との意見交換会の取り組みについて、日本では患者会が研究立案の段階から関与する仕組みが十分に整っていない現状がある中で、当センターが先行して構築していくことは、日本のがん研究全体にとって意義が大きい。また、5年生存率のグラフについて、胆道がん・膵臓がんでは依然として生存率が伸び悩む一方、肺がんや食道がんでは生存率が大きく向上している。特に食道がんにおいて生存率が大きく改善している要因はなにか。
- 食道がんの5年生存率が大きく改善している背景について、主な要因として、内視鏡治療が増加している点である。手術療法においては術前化学療法が標準化したことにより治療成績が向上しており、免疫チェックポイント阻害薬（ICI）の登場によって治療内容が大きく変化していることが、生存率改善に寄与している。
- ・5年生存率を分かりやすい形で公表することにより、研究や医療の進歩を国民が実感できる点は非常に意義が大きく、関心も高い。来年はがん対策基本法施行から20年の節目に当ることから、これまでの成果を国民に示す取り組みとして、今後も同様の情報発信を充実させてほしい。
- ・患者家族との意見交換会の内容について、議事録や資料が公開される予定か。
- 議事要旨および説明資料をホームページに公表しており、今年度についても同様に公表する予定である。
- ・寄付実績について、件数の大幅な増加を踏まえ、寄付者への情報発信や寄付内容に対する応答のあり方について、今後の対応方針を検討すべきではないか。
- ・通常の返礼に加え、寄付件数が多く寄せられていることを受け、センター発行の広報誌において特別号を作成し、氏名公表に同意を得ている寄付者に対しては、当該冊子を通じて謝意を示す予定である。一方で、本件に限らず、寄せられた寄付には金額や時期を問わずいずれも等しく価値があると考えており、本件について強調した発信は行わない方針である。

2. 2025年度 第3回適正経理管理室会議

資料に沿って報告された。

3. 組織改正

資料に沿って報告された。

4. 投資委員会報告

資料に沿って報告された。

【主な意見等】

・一般案件のうち、(4)～(6)についてはネットワーク関連案件と理解しているが、各案件が同一業者によるものかどうか、(4)～(6)の関係性、(6)について契約期間が年度をまたぎ、2026年4月から2027年4月となっている理由、以上3点について確認したい。

→(4)～(6)の契約業者については、最低価格落札方式による一般競争入札を予定しており、業者は応札状況次第で決定される。(4)～(6)の関係性については、(4)は「ネットワーク運用業務委託」であり、ネットワークを安定稼働させるため、障害等が発生した際に対応する人員を配置するヘルプデスクのような業務である。従来は単年契約であったが、人件費高騰の影響緩和や業務の安定的な実施を目的として、3年契約としている。(5)は「ネットワーク監視業務委託」については、Ping監視やSNMPトラップ監視等により、ネットワーク機器が正常に稼働しているかをシステムで確認し、異常を検知する業務である。(6)はセンターのインターネット接続(サイネット接続)に係る機器や、ファイアウォール等の保守・運用を行う業務である。(6)の契約期間が「2027年4月まで」と記載されている点については誤りであり、正しくは「2027年3月31日までの1年間の契約」である。

5. 11月医業件数

資料に沿って報告された。

【主な意見等】

・令和7年度決算見込みにおいて医業外収支が大きく悪化している点について、主な要因は把握できているのか。また、人事院勧告を実施した場合に、どの程度の影響額が見込まれるのか。

→医業外収支は全体で▲6.6億円の悪化となっているが、医業収支の算定にはレジデント等の教育研修セグメントの入件費が含まれていない。116ページ下段に示しているとおり、これらを含めて全体で見ると、医業収支は▲20.9億円となっており、教育研修セグメントが医業外収支悪化の主な要因と考えられる。

→国会において補正予算が成立するとともに、給与法の改正も可決されている。これに基づき人事院勧告を完全実施した場合、ベースアップ分として約6億円、賞与については0.05か月分の引上げが求められており、こちらも約6億円程度の影響額を見込んでいる。合計すると、所要額は約12億円弱となる見込みである。一方、今回示している決算見込みでは、経常収支は約4.8億円となっているため、今後の財務状況を注視しながら、人事院勧告を完全に実施できるかどうかについて慎重に見極めていきたい。

以上